

(公印省略)
食生衛第810-28号
令和3年11月26日

関係各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
要請の変更等について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年11月25日（木）に開催しました、第67回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（11月20日（土）以降）の変更を行うことを決定しました。

また、群馬県危機管理課を通じて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、要請の変更及び事務連絡について、貴団体の各会員や関係者等に対し、各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

1 要請の主な変更点

イベント相談方法の変更

- ・従前の全国的又は1,000人以上の大規模イベントを対象とした事前相談終了
- ・参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合、感染防止安全計画の提出を要請

変更後の相談制度概要及び様式は、群馬県ホームページに掲載しています。

URL：https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（11月20日（土）以降）』を御確認ください。

2 内閣官房からの事務連絡

- ・令和3年11月19日付事務連絡：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
- ・別紙1：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・別紙2：ワクチン・検査パッケージ制度要綱

担当：生活衛生・動物愛護係
TEL：027-226-2445
FAX：027-220-4300
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp